国家公安委員会

（警察庁警備局公安課極左対策室長）警視長　寺島喜代次
青森県警察本部長を命ずる
（警察大学校警務教養部長兼教授）同　安村　隆司
警視監に任命する
静岡県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）同　尾﨑　徹
福井県警察本部長を命ずる（以上三月二十六日）

警察庁

（中国管区警察局長）警視監　勝浦　敏行
（北海道警察情報通信部長）警察庁技官　岡村　省司
辞職を承認する（各通）
（静岡県警察本部長）警視監　原田　宗宏
警察大学校国際警察センター所長を命ずる
（警察大学校国際警察センター所長）同　宮越　極
中国管区警察局長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長）警視長　大澤　裕之
防衛省に出向させる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付）警視監　髙橋美佐男
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長事務取扱を命ずる
（防衛省運用企画局運用支援課長）防衛事務官　尾﨑　徹
警視長に任命する
警察庁長官官房付を命ずる
（九州管区警察局情報通信部長）警察庁技官　大浦　高資
北海道警察情報通信部長を命ずる
（青森県警察本部長）警視長　石川威一郎
警察大学校警務教養部長兼教授を命ずる
（福井県警察本部長）同　佐野　淳
警察庁技官に任命する
中国管区警察局情報通信部長を命ずる
（中国管区警察局情報通信部長）警察庁技官　梅澤　雅美
九州管区警察局情報通信部長を命ずる（以上三月二十六日）

最高裁判所

徳島地方裁判所判事兼徳島家庭裁判所判事・徳島簡易裁判所判事　八木　正一
高松地方裁判所判事に補する
高松地方裁判所長を命ずる
高松簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　菊池　洋一
徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事　山田　俊雄
部の事務を総括する者の指名を解く
簡易裁判所判事　山田　俊雄
東京簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月十九日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事佐藤武彦は三月十八日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月二十六日バングラデシュ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十一年十二月二十一日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、三月十五日御答信があった。

公告

諸事項

工場財団

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1530番地８**ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム株式会社**の静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1530番地８伊豆熱川工場（風力発電所）の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年3月29日

静岡地方法務局下田支局

島根県出雲市西郷町字小池718番地**ヒラタ精機株式会社**の工場財団に島根県出雲市西郷町字小池718番地ヒラタ精機株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年3月29日

松江地方法務局出雲支局

広島県府中市元町77番地の１**株式会社北川鉄工所**の工場財団に広島県府中市元町字山サキ77番地の１株式会社北川鉄工所本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年3月29日　広島法務局福山支局

鉱業法第189条の規定による公告

経済産業省公告第２号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することが出来ないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　大分県採掘権登録第821号
鉱業権者　兵庫県西宮市津門稲荷町５番６号中村ビル　株式会社ウェルケア

記

１　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し
２　処分の日　平成22年２月18日
平成22年３月29日　九州経済産業局長

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２２年（ヘ）第２号

東京都渋谷区神南１丁目８番11号
申立人　三友株式会社
代表者代表取締役　北川　正樹
権利を争う旨の申述の終期　平成22年７月27日
平成22年３月８日　立川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＸ08040
金額　4,049,483円
支払期日　平成22年５月31日
支払地　東京都府中市
支払場所　株式会社東京三菱銀行府中支店
振出日　平成22年１月８日
振出地　東京都府中市
振出人　株式会社五藤光学研究所　取締役社長　五藤　信隆
受取人　申立人
最終所持人　申立人